



愛知労働局発表  
平成29年5月29日(月)

【照会先】

愛知労働局労働基準部監督課

監督課長 橋本 泰明

統括特別司法監督官 藤原 隆

電話 052 - 972 - 0253

報道関係者 各位

## 愛知労働局における監督指導及び申告処理状況について

平成28年に県内の14労働基準監督署(支署)が実施した監督指導(1)の実施結果及び申告処理(2)状況を以下のとおり取りまとめた。

監督指導を実施した事業場数 ..... 6,323事業場(対前年比 +670件)

うち、法令違反が認められたもの ..... 4,213事業場(66.6%)

主な違反の項目

・労働時間・休日 ..... 1,841件(29.1%)

・健康診断 ..... 1,075件(17.0%)

・時間外労働等による割増賃金 ..... 776件(12.3%)

申告処理を行った件数 ..... 1,735件(対前年比 132件)

主な内訳

・賃金不払事案 ..... 1,256件(72.4%)

・最低賃金不払事案 ..... 196件(11.3%)

・解雇事案 ..... 189件(10.9%)

法違反に対し文書による是正指導 ..... 894事業場(違反率68.2%)

(詳細は次頁)

(1) 監督指導とは、労働基準監督官が事業場に立ち入り、調査・指導を行うこと。

(2) 申告処理とは、労働者が労働基準監督署に対し、事業場の労働関係法令違反の事実を申し立て(申告)、これを契機に労働基準監督官が事業場に立ち入り又は事業主の出頭を求めて違反の事実を確認し、違反が認められた場合には、是正を勧告するなどにより是正を図らせること。

## 1 監督指導について 表1参照

### (1) 業種別の状況

業種	監督指導実施件数	うち、違反事業場件数
製造業	2,512	1,843
建設業	1,191	642
運輸交通業	649	471
商業	534	367
保健衛生業	342	275
接客娯楽業	198	138
全業種	6,323 (平成27年比670増)	4,213 (平成27年比43増)

### (2) 違反件数が多い主な違反内容 表2参照

違反内容
<p><b>労働時間・休日</b> 違反件数 1,841 件 (監督指導実施件数に対する割合：29.1%)</p> <p>&lt;典型的な事例&gt;</p> <p>時間外労働・休日労働に関する協定届を所轄署に届出を行わず、労働者に法定労働時間・日数を超えて時間外労働・休日労働を行わせているもの。また、協定の届出はあるものの、協定時間・日数を超えて時間外労働・休日労働を行わせているもの。</p>
<p><b>健康診断</b> 違反件数 1,075 件 (監督指導実施件数に対する割合：17.0%)</p> <p>&lt;典型的な事例&gt;</p> <p>常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施していないもの。また、深夜業など特定業務従事者に対し、配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期的に、健康診断を実施していないもの。</p>
<p><b>安全基準</b> 違反件数 865 件 (監督指導実施件数に対する割合：13.7%)</p> <p>&lt;典型的な事例&gt;</p> <p>労働者の身体の一部が挟まれ、巻き込まれる危険がある機械の原動機、歯車、ベルト等に、覆い、囲いを設けていないもの。</p> <p>また、高さが2m以上の作業床、開口部に墜落の危険があるのに、手すり、覆い等を設けていないもの。</p>
<p><b>割増賃金</b> 違反件数 776 件 (監督指導実施件数に対する割合：12.3%)</p> <p>&lt;典型的な事例&gt;</p> <p>時間外労働、深夜労働等を行わせているのに、割増賃金(通常の賃金の2割5分以上)を支払っていないもの。本来、算定基礎に含めるべき職務手当等を算入せず、法定割増率を下回るもの。</p>
<p><b>労働条件の明示</b> 違反件数 523 件 (監督指導実施件数に対する割合：8.3%)</p> <p>&lt;典型的な事例&gt;</p> <p>労働者を採用するとき、賃金、労働時間その他労働条件を書面(労働条件通知書)を交付するなどの方法で明示していないもの。</p>

(3) 監督指導事例

【事例1】(運送業)

脳・心臓疾患を発症し労災請求があった事例

<内容> 労災請求者(自動車運転者)は、発症直前の月の時間外・休日労働は105時間であった。また、他の自動車運転者数名についても、**月100時間超**の違法な時間外・休日労働が認められたもの。

<改善> 当面の対応として、**運行管理者など2名をシフトに組み込み**、ドライバー数を増やし、1人当たりの時間外労働を抑制した。次に労働者1名を**新規採用**し、**協力会社への業務委託**を行うとともに、**運行ルート**の組合せを見直し、**週単位での残業確認**を行い、36協定の範囲内で月100時間未満になるよう管理し、総労働時間の短縮を行った。

【事例2】(保健衛生業)

自己申告による不適切な労働時間管理を行っていた事例

<内容> 労働時間管理システムにより労働者が自己申告による労働時間の入力を行っていたが、一部の部署でICカードによる入退館時刻との間に**1日最長1時間59分の乖離**が散見され、また、**退館時刻の直前30分**を休憩時間と申告するなど、不適切な労働時間管理の状況が認められたもの。

<改善> 労働時間管理システムについて、**1日2時間以上の乖離**でエラー表示されていたところ、**30分以上**でエラーとなるよう変更した。また、人事部が所属長に対し個人別の時間外労働時間情報を提供し、自己申告との乖離の有無などの調査を指示し、その結果を都度報告させるように見直し、長時間労働を未然に防止するよう取組んでいる。

(4) 平成29年度の取組

時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場、36協定の未届事業場等に対する監督指導を徹底する。

曖昧な労働時間管理となりがちな自己申告制のみを採用する事業場について、客観的な記録を基礎として始業・終業時刻を確認し、記録する方法の導入を含め、重点的に指導する。

労働災害防止対策については、死亡等の重篤災害が多発しやすい製造業や建設業、災害が増加傾向にある第三次産業を重点として対策を実施する。

## 2 申告処理の状況

(1) 業種別、申告事項別の状況 表3、4、グラフ1、2参照

業種	申告処理件数	主な申告事項	申告処理件数
建設業	276件(平成27年比+37件)	賃金不払	1,256件(平成27年比-139件)
商業業	260件(同-33件)	最低賃金	196件(同+67件)
接客娯楽	257件(同-24件)	解雇	189件(同+3件)
製造業	158件(同-59件)	労働時間等	33件(同+10件)
その他の事業	334件(同+19件)	労働条件明示等	203件(同+45件)
うち派遣業	205件(同+6件)	安全衛生基準	26件(同+1件)
総件数	1,735件(同-132件)	合計	1,903件(同-13件)

(注:1件の申告について複数の申告事項に及ぶことがあるので、主な申告事項の合計数と申告処理件数は一致しない。また、申告事項の賃金不払には休業手当、割増賃金未払いを含む。)

(2) 主な申告内容

申告内容	
賃金不払(一部不払い等を含む)	1,256件(申告処理総件数に対する割合:72.4%)
<典型的な事例> 経営不振など事業主の都合により、定期賃金の全部または一部が支払われない。時間外労働・休日労働に対する割増賃金が支払われない。休業を命じられたのに、休業手当(平均賃金の6割以上)が支払われない。	
最低賃金	196件(申告処理総件数に対する割合:11.3%)
<典型的な事例> 時間換算した賃金額が、適用を受ける最低賃金額を下回っている。	
解雇	189件(申告処理総件数に対する割合:10.9%)
<典型的な事例> 30日以上前の予告または解雇予告手当(30日分以上の平均賃金)の支払いがなく、解雇された。	
労働時間等	33件(申告処理総件数に対する割合:1.9%)
<典型的な事例> 法定労働時間を超えて、また、36協定の限度を超えて、長時間にわたり時間外労働を行っている。または36協定なく時間外労働を行っている。	
労働条件明示等(労働条件通知書、就業規則等)	203件(申告処理総件数に対する割合:11.7%)
<典型的な事例> 雇入れに際し、賃金、労働時間その他労働条件を書面で明示されていない。常時10人以上の労働者を使用しているのに、所轄署に就業規則の作成・届出(変更届)がなく、周知もされていない。	

( 3 ) 申告処理による是正事例

【事例 1】( 運送業 ) 休日勤務の割増賃金を支払っていなかった事例
<p>&lt;内容&gt; 所定休日に勤務した結果、<b>週 40 時間</b>を超える時間外労働になる場合に、割増賃金を支払っていない状況が認められたもの。</p> <p>&lt;改善&gt; <b>8 事業場 366 名</b>に対し<b>2 年間遡</b>って再計算し、割増賃金の不足額として<b>約 1000 万円</b>が支払われ、企業全体の是正が図られた。</p>

【事例 2】( 飲食店 ) アルバイトに対する賃金不払い事例
<p>&lt;内容&gt; 労働者の退職時の賃金について、事業場の備品破損分の<b>損害金を控除</b>して支払うことができると考え、賃金の全額を支払っていなかった状況が認められたもの。</p> <p>&lt;改善&gt; 事業主は、仮に労働者が<b>損害を生じさせた事実があったとしても</b>、賃金から損害金を控除せず、<b>賃金の全額を支払</b>わなければならないことを指導により理解し、控除していた金額（約 1 万円）を全額遡及して支払った。</p>

( 4 ) 平成 29 年度 of 取組

解雇、賃金不払等の事案について、早期の解決を図るため、優先的に処理を行い、必要な指導を行うとともに、悪質なものは司法処分とする。

( 参考 )

主な法条項の概要

( 1 ) 解雇 ( 労働基準法第 20 条 )

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも 30 日前に予告をしなければならない。その予告をしない使用者は、30 日以上 of 平均賃金 ( 解雇予告手当 ) を支払わなければならない。

解雇予告の日数は、1 日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

( 2 ) 賃金不払 ( 労働基準法第 24 条 )

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。

賃金は、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。

(3) 最低賃金（最低賃金法第4条）

- ・ 使用者は、最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならない。

(4) 割増賃金（労働基準法第37条）

時間外、深夜に労働させた場合には2割5分以上の割増賃金を支払わなければならない。

法定休日に労働させた場合には3割5分以上の割増賃金を支払わなければならない。

(5) 労働条件の明示（労働基準法第15条）

使用者が労働者を採用するときは、賃金、労働時間、その他労働条件を書面などで明示しなければならない。

明示された労働条件と事実が相違している場合には、労働者は即時に労働契約を解除することができる。

< 表1 >

監督指導における実施件数・違反率の推移

愛知労働局

	平成28年		平成27年		平成26年		平成25年		平成24年	
	定期監督等 (件)	違反率 (%)	定期監督等 (件)	違反率 (%)	定期監督等 (件)	違反率 (%)	定期監督等 (件)	違反率 (%)	定期監督等 (件)	違反率 (%)
製 造 業	2,512	73.4	2,301	77.5	1,976	77.7	2,222	76.0	2,617	77.4
鉱 業	5	60.0	5	80.0	4	50.0	15	80.0	14	71.4
建 設 業	1,191	53.9	1,104	57.5	1,056	59.1	1,299	55.5	1,435	56.9
運 輸 交 通 業	649	72.6	338	85.2	303	77.6	515	73.4	654	75.1
貨 物 取 扱 業	105	44.8	48	62.5	55	47.3	87	59.8	72	56.9
農 林 業	20	60.0	21	47.6	7	42.9	27	55.6	23	65.2
畜 産 ・ 水 産 業	6	83.3	3	66.7	1	100.0	3	66.7	2	100.0
商 業	534	68.7	730	78.1	738	80.4	1,198	74.1	1,323	75.7
金 融 広 告 業	48	66.7	37	62.2	36	91.7	55	50.9	26	69.2
映 画 ・ 演 劇 業	4	50.0	5	80.0	4	50.0	16	56.3	2	100.0
通 信 業	32	21.9	12	58.3	8	50.0	26	23.1	12	58.3
教 育 研 究 業	113	61.1	89	80.9	47	72.3	85	64.7	45	73.3
保 健 衛 生 業	342	80.4	428	79.7	519	76.7	516	77.1	332	66.9
接 客 娯 楽 業	198	69.7	204	85.3	202	83.2	377	79.0	376	75.3
清 掃 ・ と 畜 業	76	75.0	53	84.9	98	72.4	89	69.7	100	61.0
官 公 署	2	0.0	1	100.0	0	-	0	-	0	-
そ の 他 の 事 業	486	50.0	274	66.1	341	68.0	355	67.3	361	69.5
合 計	6,323	66.6	5,653	73.8	5,395	73.4	6,885	70.5	7,394	71.4



<表2>

監督指導における労働基準法・労働安全衛生法に関する主要な法違反

労働基準法違反件数								愛知労働局
	15条	24条	32条	35条	37条	89条	108条	
	労働条件 明示	賃金不払	労働時間	休日	割増賃金	就業規則	賃金台帳	
24年	841	338	1,965	108	980	924	508	
25年	911	347	1,922	98	1,028	796	553	
26年	631	313	1,505	76	744	648	409	
27年	663	347	1,655	60	800	617	346	
<b>28年</b>	<b>523</b>	<b>314</b>	<b>1,787</b>	<b>54</b>	<b>776</b>	<b>502</b>	<b>347</b>	

労働安全衛生法違反件数										
	10～19条 (13,14条除)	14条	20～25条	20～25条	30・31条	45条	59・60条	61条	65条	66条
	安全衛生 管理体制	作業 主任者	安全基準	衛生基準	特定元方事 業者・注文者	定期自主 検査	安全衛生 教育	就業制限	作業環境 測定	健康診断
24年	800	378	1,285	460	192	658	149	155	187	1,321
25年	646	317	1,065	364	148	469	119	137	153	1,298
26年	561	315	964	364	115	409	92	101	207	1,063
27年	564	437	996	464	110	465	106	98	308	1,106
<b>28年</b>	<b>543</b>	<b>382</b>	<b>865</b>	<b>477</b>	<b>114</b>	<b>456</b>	<b>68</b>	<b>73</b>	<b>331</b>	<b>1,075</b>

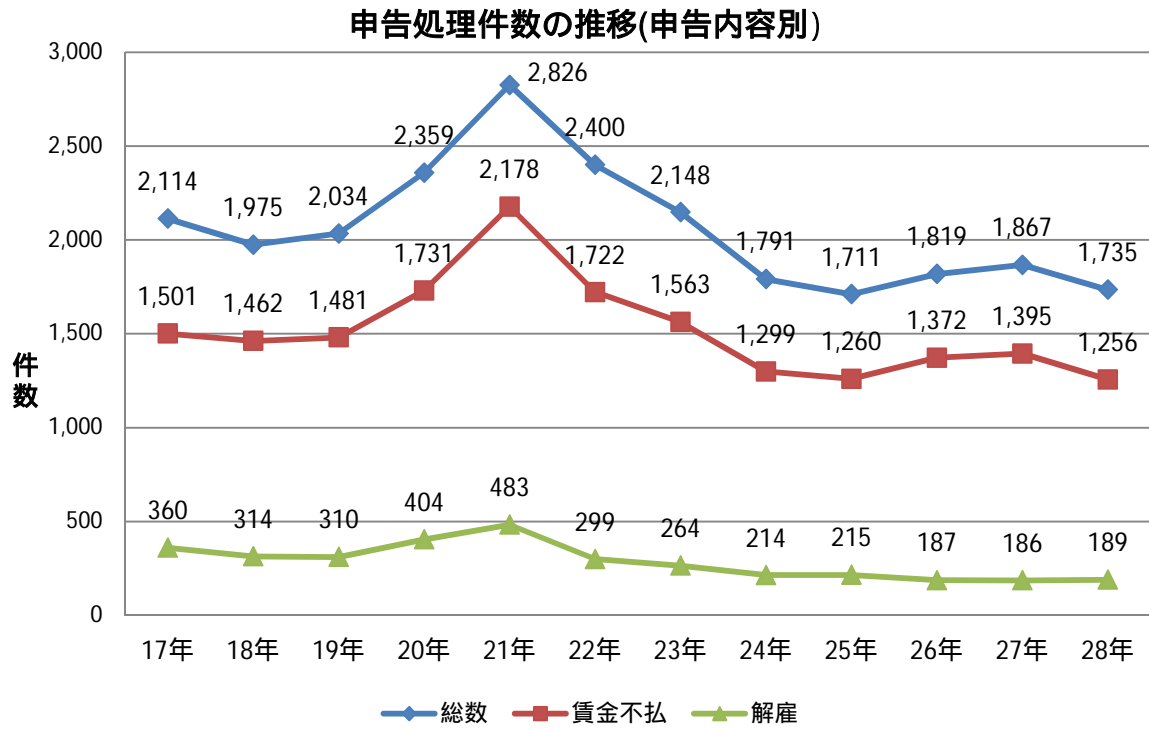
<表3>

申告件数と違反率の推移

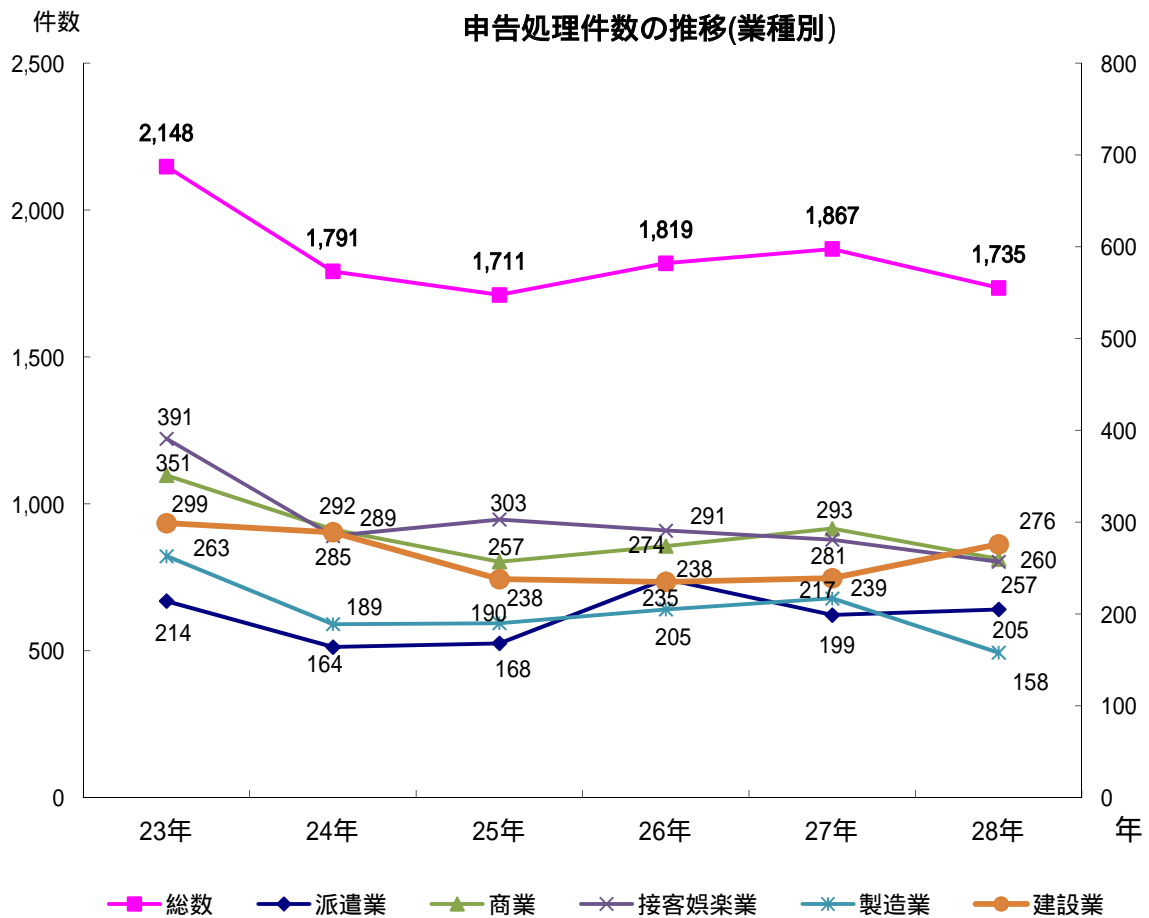
愛知労働局

業 種	平成28年		平成27年		平成26年		平成25年		平成24年		平成23年	
	申告件数	違反率 (%)	申告件数	違反率 (%)	申告件数	違反率 (%)	申告件数	違反率 (%)	申告件数	違反率 (%)	申告件数	違反率 (%)
1 製造業	158	67.7	217	77.7	205	70.0	190	81.9	189	75.7	263	77.4
2 鉱業	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0	0	0.0
3 建設業	276	63.2	239	64.4	235	62.9	238	65.8	289	69.0	299	65.0
4 運輸交通業	159	62.6	183	77.1	184	61.4	168	61.2	177	69.3	181	74.6
5 貨物取扱業	18	61.5	6	75.0	11	75.0	8	83.3	8	71.4	7	85.7
6 農林業	4	66.7	3	33.3	4	100.0	9	83.3	6	75.0	6	33.3
7 畜産・水産業	1	100.0	0	0.0	1	100.0	1	100.0	1	0.0	3	100.0
8 商業	260	72.0	293	72.6	274	71.6	257	69.8	292	74.1	351	74.6
9 金融・広告業	14	80.0	26	69.6	24	82.4	27	77.8	40	88.5	48	81.8
10 映画・演劇業	2	100.0	0	0.0	1	100.0	4	0.0	2	50.0	1	0.0
11 通信業	8	85.7	11	100.0	3	50.0	3	50.0	3	0.0	7	75.0
12 教育・研究業	24	66.7	31	59.3	42	68.8	42	72.0	57	78.3	47	66.7
13 保健衛生業	177	69.2	207	66.4	143	67.0	88	65.5	85	62.9	99	71.1
14 接客娯楽業	257	72.7	281	74.5	291	77.8	303	79.7	285	75.3	391	72.5
15 清掃・と畜業	42	77.1	55	70.5	43	75.0	45	60.0	39	64.3	53	62.5
16 官公署	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	50.0	0	0.0	0	0.0
17 その他の事業	334	66.7	315	63.0	358	70.5	325	72.8	317	67.0	392	71.6
うち派遣業	205	62.2	199	61.5	238	70.8	168	65.7	164	59.7	214	72.9
合 計	1,735	68.2	1,867	70.4	1,819	69.8	1,711	71.7	1,791	71.4	2,148	72.1

< グラフ 1 >



< グラフ 2 >



&lt; 表4 &gt;

## 主な申告内容(平成28年)

愛知労働局

業 種	主な申告内容(件数)					
	労働基準法				最低賃金法	労働安全衛生法
	賃金不払	解雇	労働時間等	その他		
1 製造業	103	31	3	22	13	12
2 鉱業		1				
3 建設業	221	22	3	11	32	1
4 運輸交通業	107	11	10	31	11	4
5 貨物取扱業	12	3		5	1	
6 農林業	2	1		1		
7 畜産・水産業	1					
8 商業	197	32	6	26	45	5
9 金融・広告業	9	2	1	2	1	
10 映画・演劇業	2					
11 通信業	6	1				
12 教育・研究業	20	4	1	3	1	1
13 保健衛生業	120	15	7	32	16	
14 接客娯楽業	180	23		15	23	
15 清掃・と畜業	28	3	1	8	4	
16 官公署						
17 その他の事業	248	40	1	47	49	3
うち派遣業	150	27		24	27	1
合 計	1,256	189	33	203	196	26

(注:1件の申告について複数の申告事項に及ぶことがあるので、主な申告事項の合計数と申告処理件数は一致しない。)